

## 徳島大学リサーチ・アシスタント実施要項

令和7年10月15日  
学長裁定

### (目的)

第1 この要項は、徳島大学（以下「本学」という。）大学院に在学する優秀な大学院博士課程及び博士後期課程の学生に対し、本学における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実及び強化並びに若手研究者の養成及び確保を促進するため、本学が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2 第1に定める業務を行う学生の名称は、リサーチ・アシスタント（以下「R・A」という。）とする。

### (身分)

第3 R・Aは、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

### (職務内容)

第4 R・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、本学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

### (採用等)

第5 R・Aの採用等は、次によるものとする。

- 一 対象は、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院博士課程及び博士後期課程の学生とする。ただし、各研究科（創成科学研究科においては各専攻。以下同じ。）で別に定める場合は、大学院修士課程及び博士前期課程の学生を採用することができる。
- 二 選考は、原則として公募によるものとし、各研究科で別に定める基準により行うものとする。なお、一ただし書に規定する学生についてはこの限りではない。
- 三 1人当たりの労働時間は、原則として週20時間程度を上限とし、かつ、月100時間以内とする。
- 四 1時間当たりの手当は、別に定める。
- 五 R・Aは、本学が定める研修を必ず受講するものとする。

### (勤務時間報告書)

第6 R・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に所属研究科の学務担当係に提出するものとする。

### (その他)

第7 この要項に定めるもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各研究科長（創成科学研究科においては各専攻長）が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和8年4月1日から実施する。